

20歳になったら国民年金への加入を

日本にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、外国人の方も含め公的年金へ加入し、保険料を納めることが義務付けられています。保険料を納め続けることで、将来の老齢年金や、病気やけがで障害が残ったときの障害年金、家族の働き手が亡くなったときの遺族年金などを受け取ることができます。

被保険者の種類と保険料の納付方法

被保険者の種類	対象者	納付方法
第1号被保険者	学生、自営業者、農林漁業者等	各自で納付
第2号被保険者	厚生年金の適用を受けている事業所に勤務する方(会社員、公務員等)	勤め先で納付 ※給料から天引き
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	自己負担なし ※配偶者が加入する年金制度が負担

国民年金の保険料

令和5年度 月額16,520円 保険料はまとめて前払い(前納)すると、割引されます。

※保険料を滞納すると、年金の減額や受け取れなくなる場合があります。納付が経済的に困難な場合は、保険料の納付が免除または猶予される制度がありますので、住民課または年金事務所へご相談ください。

保険料の納付方法

①口座振替 ②納付書(金融機関、郵便局、コンビニ等) ③クレジットカード納付 ④電子納付(インターネットバンキング等)

国民年金の加入方法

- ・第1号被保険者になる方は、日本年金機構から資格取得のお知らせが届きます。お知らせが届かない場合は、住民課で手続きをしてください。
- ・20歳になる前に就職し、厚生年金に加入中の第2号被保険者は、手続き不要です。
- ・第3号被保険者になる方は、配偶者の勤務先で加入の手続きをしてください。

基礎年金番号通知書は大切に保管を!

国民年金に加入した方には、「基礎年金番号通知書」が届きますので、大切に保管してください。

圏千葉年金事務所 ☎043-242-6320

住民課国保年金班 ☎84-1214



国民年金保険料の納付はスマートフォンアプリで



国民年金保険料の納付方法として、スマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済での納付ができますのでご利用ください。

対象の決済アプリ

auPAY・d払い®・PayB・PayPay・楽天ペイ・LINEPay

必要なもの

- ①納付書
- ②スマートフォン
- ③決済アプリ(初めて利用する方は、利用する決済アプリをダウンロードし利用者登録が必要です。)

決済方法



※各種決済アプリの使用方法等は、ご利用の決済事業者にお問い合わせください。

圏千葉年金事務所 ☎043-242-6320